

令和5年度大学入学者選抜実施要項の主な変更点について

令和4年度実施要項	令和5年度実施要項
<p>第3 入試方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(新規)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和4年1月15日, 16日 追試験 令和4年1月29日, 30日</p> <p>2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜にお</p>	<p>第3 入試方法</p> <p>(同左)</p> <p>2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(同左)</p> <p><u>(5) 多様な背景を持った者を対象とする選抜</u> 家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する入試方法。この方法による場合は、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価することに留意すること。</p> <p>(同左)</p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和5年1月14日, 15日 追試験 令和5年1月28日, 29日</p> <p>2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜にお</p>

1

<p>ける学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和4年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和4年3月31日まで</p> <p>3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。</p> <p>6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。</p> <p>第9 出願資格</p> <p>大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。</p>	<p>ける第6に定める学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和5年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和5年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和5年3月31日まで</p> <p>3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和4年9月1日以降とし、その判定結果を令和4年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和4年11月1日以降とし、その判定結果を令和4年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。</p> <p>6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。</p> <p>第9 出願資格</p> <p>大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条並びに<u>同法施行規則第150条及び第154条</u>の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの</p>
--	---

2

<p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」,「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題, ICT機器の活用, 拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定, 試験場への乗用車での入構, 座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長, 文書による注意事項の伝達, 試験室入り口までの付添者の同伴, 介助者の配置など</p>	<p>者とする。</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」,「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題, ICT機器の活用, 拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定, 試験場への乗用車での入構, 座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長, 文書による注意事項の伝達, 試験室入り口までの付添者の同伴, 介助者の配置など</p> <p><u>合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事</u></p>
--	---

<p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、<u>事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。</u></p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととするともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外的利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p>	<p><u>前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。</u></p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。</p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととするともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外的利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p>
--	---

<p>3 (略)</p> <p>4 入学者選抜の公平性・公正性の確保</p> <p>(1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。</p> <p>また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</p> <p>(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。</p> <p>(3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、<u>受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>(同左)</p> <p>4 入学者選抜の公平性・公正性の確保</p> <p>(1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。</p> <p>また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</p> <p>(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。</p> <p>(3) 受験者の不正行為を防止するため、<u>次のことに取り組むこと。</u></p> <p>① <u>不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知すること。</u> <u>この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する必要があることを周知することも考えられること。</u></p> <p>② <u>受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用でき</u></p>
---	---

5

<p>5～7 (略)</p> <p>8 災害等の不測の事態への対応</p> <p>各大学は、入学志願者の進学機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力的体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p>	<p><u>ないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い(不正行為として扱われる等)を募集要項等で明示しておくこと。</u></p> <p>また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じて、例えば、鞆に収納させること等についても説明を行うこと。</p> <p>③ <u>監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を要する観点(例えば、手の位置、受験生の視線等)を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。</u></p> <p>また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。</p> <p>(同左)</p> <p>8 災害等の不測の事態への対応</p> <p>各大学は、入学志願者の進学機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力的体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p>
---	--

6

<p>(新規)</p> <p>9 その他</p> <p>(4) 秋季入学等，4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、<u>本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。</u></p>	<p>特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取組むこと。</p> <p>(1) <u>試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。</u></p> <p>(2) <u>試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。</u></p> <p>(3) <u>警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。</u></p> <p><u>この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。</u></p> <p>(1) <u>試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。</u></p> <p>(2) <u>自然災害や人為災害等により、受験することができなかつた者がいる場合には、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。</u></p> <p>9 その他</p> <p>(4) 秋季入学等，4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施に当たり、<u>募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせるといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。</u></p>
--	--

<p>第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等</p> <p>1 試験期日等</p> <p>(1) 大学入学共通テスト</p> <p>① 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、下記②のとおり、日程を設定することとする。追試験については、本試験を疾病等の理由で受験できなかった者を対象として実施することとし、試験場の設置場所は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、別途決定し、周知することとする。</p> <p>② その上で試験期日等は以下のとおりとする（第4 再掲）。 本試験 令和4年1月15日、16日 追試験 令和4年1月29日、30日</p> <p>(2) 個別学力検査</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。 (ア) 追試験の設定 (イ) 追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替</p> <p>② その上で、各大学は、各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については、次により適宜定める（第4 再掲）。 (ア) 個別学力検査の試験期日 令和4年2月1日から3月25日までの間</p>	<p>第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等</p> <p>1 試験期日等</p> <p>(1) 大学入学共通テスト</p> <p>① 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、下記②のとおり、日程を設定することとする。追試験については、本試験を疾病等の理由で受験できなかった者を対象として実施することとし、試験場の設置場所は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、別途決定し、周知することとする。</p> <p>② その上で試験期日等は以下のとおりとする（第4 再掲）。 本試験 令和5年1月14日、15日 追試験 令和5年1月28日、29日</p> <p>(2) 個別学力検査</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。 (ア) 追試験の設定 (イ) 追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替</p> <p>② その上で、各大学は、各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については、次により適宜定める（第4 再掲）。 (ア) 個別学力検査の試験期日 令和5年2月1日から3月25日までの間</p>
---	---

<p>なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(イ) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める (ウ) 合格者の決定発表 令和4年3月31日まで</p> <p>(3) 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果は令和3年11月1日以降に発表する(第4再掲)。</p> <p>(4) 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する(第4再掲)。</p> <p>(5) 中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。</p> <p>② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。</p> <p>その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜</p>	<p>なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和5年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(イ) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める (ウ) 合格者の決定発表 令和5年3月31日まで</p> <p>(3) 総合型選抜については、入学願書受付を令和4年9月1日以降とし、その判定結果は令和4年11月1日以降に発表する(第4再掲)。</p> <p>(4) 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和4年11月1日以降とし、その判定結果を令和4年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで(学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日)に発表する(第4再掲)。</p> <p>(5) (同左)</p>
---	--

<p>を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。</p> <p>(6) ICTの活用等</p> <p>特に総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各大学の実情等に応じ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行うなどの工夫に配慮する。</p> <p>また、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設やその他外国の学校の生徒については、水際対策の影響により、容易に帰国できないことから、同様の工夫に配慮する。</p> <p>ICTの活用に当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。</p> <p>① 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。</p> <p>② 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。</p> <p>③ 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。</p> <p>④ ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入</p>	<p>(6) (同左)</p>
---	-----------------

<p>学志願者に必要な合理的な配慮を行う。</p> <p>(7) 外国人留学生が、実施されないこととなった日本留学試験等の成績を入学試験出願時に提出できないことによって受験の機会を失うことがないように配慮を行う。</p> <p>また、入学志願者にかかる負担軽減や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。</p> <p>2 調査書</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による、大会、資格・検定試験の中止等により、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載ができない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載することができる（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）（別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。</p> <p>(新規)</p>	<p>(7) (同左)</p> <p>2 調査書</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による、大会、資格・検定試験の中止等により、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載ができない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載することができる（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）（別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。</p> <p><u>(2) 出欠の記録に関する記載事項のうち出席停止・忌引き等の日数は、記載しない。出席停止・忌引き等の日数が推測できるため、授業日数も同様に記載しない。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合などで、相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法により調査書を作成することができる。（別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。</u></p> <p><u>(3) 「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入學し</u></p>
---	--

<p>(2) 各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。</p> <p>(新規)</p>	<p><u>た生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」(令和3年10月6日付け3文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知)により、指導要録の「出欠の記録」の「備考」の欄にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載する。（別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。</u></p> <p>(4) 各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。</p> <p><u>(5) 上記(2)及び(3)のとおり、それぞれの高等学校等や所在する地域の状況によって、調査書の記載方法が必ずしも統一されていないこと等が予想されることから、授業日数、出席停止・忌引き等の日数、オンラインを活用した特例の授業の参加日数等の記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。</u></p>
--	---